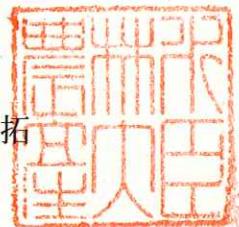


元消安第4663号
令和2年1月23日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品安全基本法第11条第1項第1号の規定により食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に該当すると解してよろしいか。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の表を改正し、伝染性疾病のうち「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」にそれぞれ変更すること。
(概要は別紙のとおり。)



家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案について

令和2年1月
農林水産省

1. 改正の趣旨

- (1) 平成30年9月、我が国で26年ぶりに、悪性の家畜伝染病である豚コレラが発生し、以後も相次いで発生しており、また、海外では、豚コレラと同様に悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚コレラについても、アジアを中心に急速に拡大している。
- (2) こうした中、今般、令和2年通常国会に、議員立法として、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が提出される見込みであり、その中で、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定されている「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称を、国際機関において用いられている名称に即してそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとされている。
- ※ 「豚熱」及び「アフリカ豚熱」の名称は、学術的な用語としての疾患名を統一的に定めている公益社団法人日本獣医学会が、変更すべき名称として提言したもの。
- (3) これに伴い、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に規定する「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称についても、それぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更する必要がある。

2. 改正の内容

家畜伝染病予防法施行令に規定する家畜の伝染性疾病の名称を、以下のとおり変更する。

- ① 「豚コレラ」を「豚熱」とする。
- ② 「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」とする。

<参考条文>

○ 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）（抄）

（食品健康影響評価の実施）

第十一條 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二・三 （略）

2・3 （略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならぬ。ただし、委員会が第十一條第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～三 （略）

四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四条第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五～十四 （略）

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一條第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 （略）